

## 令和6年度 入札監視委員会議事概要

北海道防衛局・帯広防衛支局

開催日及び場所	令和6年6月10日（月）北海道防衛局第1・第2会議室
委員	菊地 均（大学名誉教授） 神谷奈保子（大学客員教授） 北守 一隆（大学名誉教授） 中野 雅文（弁護士） 池田 駿矢（公認会計士・税理士）

### 防衛省発注機関が締結する契約（建設工事等）に関する審議

審議対象期間	令和6年1月1日～令和6年3月31日		
審議対象件数	43 件		
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）			
抽出件数	6 件	（審議概要） 1 契約状況の説明 2 抽出事案の概要説明 3 抽出事案の審議	
建設工事	一般競争契約		0 件
	一般競争(政府調達協定対象外)		5 件
	公募型指名競争		0 件
	指名競争		0 件
	随意契約		0 件
建設コンサルタント業務等	1 件		
	意見・質問	回 答	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答	<b>【抽出案件】</b> <b>① 岩見沢（5）庁舎新設等機械工事</b>  ・再々公告に至った経緯について、説明して頂きたい。	・本件は、令和5年6月2日に入札公告を行なったが、申請者	

が現れず、不成立となった。

入札公告等をダウンロードしていた者に入札参加を見送った理由をヒアリングしたところ、当該工事には、稚内地区の工事が含まれていたため、遠方の工事であり、下請作業員の確保が困難であったことと、技術者の専任が必要となることから、配置する技術者の確保ができなかったため、参加を見送ったとのことであった。

上記の理由により、再公告に当たっては、稚内工事を切り離し、公告した結果、2者の申請があり、令和5年10月11日に開札を実施したが、1回目の入札で全者予定価格超過、2回目の入札で全者辞退となった。

この結果を踏まえ、入札時に乖離のあった部分について、業界団体へのヒアリングを行い、見積活用方式を適用し、再々公告を行い、落札に至った。

・一者応札となった理由について、説明して頂きたい。

・工事場所である岩見沢市は、空知総合振興局管内であるが、隣接する石狩振興局管内において、札幌駅前開発事業、新幹線の札幌延伸事業、千歳のラピダス事業など、公共工事・民間工事ともに増加している。

特に、管工事業の技術者不足、作業員不足が顕著であり、このような状況が影響しているものと考えている。

・再公告に当たって除外された稚内地区の工事の今後の取扱いは。

・前年度に建築工事が契約され、既に、工事が着手している状況から、部隊運用の制約等を踏まえ、同地区の他の電気工事に設計変更で取り込み対応した。

○委員からの意見・  
質問  
○それに対する回答

・本件の落札者は過去に防衛省の工事を受注した実績があるのか。

・大変ご苦勞をされている様であり、予測できないことも色々あるかと思うが、今後も意見交換や検討などをしながら、進めて頂きたい。

## ② 千歳（５）空調設備整備等機械工事

・落札者が案件１と同じであり、同じく一者応札となっているが、何か理由は考えられるか。  
千歳には業者があまり多くいないのか。

・本件は案件１と違い、不調・不成立は生じておらず、発注時期的も割合と近いが、何か案件１と異なる状況があったのか。

・案件１と案件２で、落札者が同じなのに、評価点が異なるのは何故か。

・過去にも受注した実績がある。

・承知した。

・案件１の説明と重複する形になるが、工事場所が石狩振興局管内の千歳市ということで、各種事業等の増加、管工事業の技術者不足、作業員不足というところが要因と考えている。

また、応札のあった者は、これまでに千歳基地の工事を多く受注した実績があり、令和６年３月まで、同基地において、同種工事を行っていたことなどから、技術者等の確保が継続して可能と判断し、応札してきたものと推測している。

・案件１の再公告の入札状況を基に、当局の積算価格と入札参加者の価格との間に乖離が生じていた工種について、当初から見積活用方式を適用して公告を行い、２回目の入札において落札に至ったもの。

・案件１は４０歳以下の監理技術者を立ててきており、若手技術者の活用で加点されている。

また、各案件で配置予定技術者が異なるため、経験や顕彰の評価が差になっている。また、工事場所の違いで地域精通度の

○委員からの意見・質問  
○それに対する回答

・ 案件 1 と案件 2 の工事概要を見ると、案件 1 の方が施工の延べ面積が 2 倍くらいあるのに、契約金額が同じくらいに見える。

・ 工事概要にある建物の棟数と、積算価格内訳明細書にある建物の棟数が合わないが。

・ 工事概要で面積が同じくらいの建物なのに、積算価格内訳明細書では金額が倍近く違うものがあるが。

・ 2 回目入札にあたり、1 回目入札から 50 万円を下げている。

入札金額全体から見ると小幅に見えるが、どの部分を下げたのか。

・ 設置する空調機器は、落札者が作っているのか。

### ③ 北海道防衛局管内（5）航空測量等調査

・ 非常に高額な契約で、業務目的が全 55 地区となっており、過去にも同様の発注はあったのか。

加点も違いがある。

・ 案件 2 については棟数が多く、代表的な建物面積に「外」を付けて記載したために、その様に見えてしまっている。

・ 予算不足により、一部建物の施工を取り止めている。

・ 空調対象室が各建物により異なっているため、建物の延べ床面積ではなく、空調対象の部屋数や面積により、積算額が異なる。

・ 1 回目の入札においては、直接工事費に少額の差があり、予定価格を超過したもの。

その後、2 回目の入札において、一般管理費等の金額を 50 万円下げたものであった。

・ 空調機器等を製作している専門メーカーの製品を購入し設置することになる。

・ 通常事案の測量は駐屯地毎に個別で発注されるが、本事案は、令和 4 年度に閣議決定された防衛力整備計画の中の自衛隊施設の強靱化として、全国にある駐屯地・基地等にある施設の建替等再整備を行う事業の一環として実施するものであり、北海道防衛局管内ほぼ全ての駐屯地・基地等を測量することから、この様な金額になっている。

・ これからも長期的に実施する様な案件なのか。

・ 入札参加が J V 2 者だが代表的な会社なのか。

・ 積算価格内訳明細書に記載されている諸経費率は何が根拠となっているのか。

・ 諸経費の内訳としては、どの様なものがあるのか。

#### ④ 北海道防衛局（５）千歳事務所庁舎外壁等改修工事

・ 再公告になった背景等について、説明して頂きたい。

・ 落札率が低かった理由について、説明して頂きたい。

・ 本測量に引き続き、設計、工事が長期的に行われる計画になる。

・ 大規模な航空測量が出来る業者は限られている中で、北海道において実施可能な業者がほぼ参加している様に思う。

・ 国土交通省の積算基準である「設計業務等標準積算基準書」を使用して算出している。

・ 一例であるが、企業の経費として福利厚生、広告宣伝などの費用が含まれている。

・ 当初の公告には 3 者の参加申請があったが、入札において 3 者とも辞退届の提出があり、不成立となった。

このことを受け、3 者に辞退理由を聞き取りしたところ、全者から、配置予定技術者の確保が困難という回答があった。

この結果を踏まえ、再発注時期の検討を実施し、再公告を行い、落札に至った。

・ 落札者について、本社は室蘭市だが、札幌市に支店があり、下請等の手配が有利だったのではないかと考えている。

また、発注時期が冬場にかかっており、業者の手すきの時期であったのではないかと考えている。

○委員からの意見・質問  
○それに対する回答

○委員からの意見・質問  
○それに対する回答

### ⑤ 足寄（５）隊舎照明器具更新電気工事

・低入札価格調査の状況について詳しく説明されたい。

・無効とは何か。

・下請へのしわ寄せはないか。

・ヒアリング調査により、近傍に会社及び資材倉庫があること直営労務者がいること等により人員コスト、運搬コストが抑制され、さらに長年取引のある資材購入先から値引きによる資材コストの抑制も可能となり、施工に問題はないと判断した。

・調査基準価格を下回ったが、施工体制確認に際し、辞退の意を示しヒアリングに応じなかった為、無効扱いとしたものである。

・調査基準価格との差が僅差であることから、コスト抑制は可能と考えており、下請へのしわ寄せはないと考えている。

○委員からの意見・質問  
○それに対する回答

### ⑥ 計根別（５）樹木伐採等工事

・本件は非常に高額の契約となっているが、過去の事案も同じ規模になっていたのか。

・1回目の公告の状況は。

・総合評価の技術点と入札金額のバランスは適正なのか。

・加算点とは。

・過去に本件と同じ規模の伐採工事を行った実績は無い。ただし、令和4年度に小規模な伐採工事を行った事例はある。

・1回目の公告においては、金額が折り合わず不調となった。

・企業の評価点と入札金額の比率は事案毎に必要な技術内容により設定している。

当該事案は、ほぼ伐採のみで特別な技術を要しない為、1：1の比率設定となっている。

・予定価格の範囲内の入札を行ったものの内、評価点が最高の

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施工体制評価点の満点は何点か。</li><li>・ 施工体制評価点の評価内容は。</li></ul>	<p>ものに満点の加算点を与えその他のものには按分した点数を加算点として与えている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 今回の工事についての施工体制を評価するものであるが、満点は30点である。</li><li>・ 当該事案品質確保のため、適切な施工体制が十分確保され、かつ必要な人員や材料が確保され要求要件を確実に実現できるかについて評価している。</li></ul> <p>なお、この評価は審査・評価する内容が異なる為、入札後追加資料の提出、ヒアリングにより実施されている。</p>
--	--	---

2. 談合疑義案件の処理状況について				
談合疑義案件	0 件		(審議概要) 処理状況を報告	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問		回 答	
	・なし			
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし			
3. 再苦情処理（再説明請求回答）				
再苦情申立件数 (再説明請求件数)	総件数 0 件		(備考)	
建 設 工 事	一般競争(政府調達協定対象外)	件		
	公募型指名競争	件		
	指名競争	件		
	随意契約	件		
建設コンサルタント業務等	件			
再苦情申立概要 (再説明請求概要)	申立日	件名	契約方式	内容等
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答	意見・質問		回 答	
	・なし			
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし			